

# 軍事力によらない平和の実現を



## ■ 集団的自衛権行使を容認する政府の主張

- ・日本を取りまく安全保障環境は変化している！
- ・北朝鮮や中国との軍事衝突が起こりうることを想定すべきだ！
- ・ミサイル防衛システムを分担して日米同盟を強化しなければならない！



**本当にそうなのでしょうか？**

日本国憲法前文（抜粋）

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」

憲法前文、9条の精神に立った平和外交  
公害問題など、日本の高い技術を活かした国際貢献  
6カ国協議の枠組みでの対話による北朝鮮問題の解決  
領土問題では道理にかなった主張と柔軟な対話による解決  
「東北アジア共同体構想」の実現

**集団的自衛権行使容認は事態を悪化させるだけ！**

**憲法を活かして軍事力によらない平和の実現を！**

憲法改悪阻止京都各界連絡会議（京都憲法会議）

E-mail: [info@kyoto-kenpokaigi.com](mailto:info@kyoto-kenpokaigi.com)

HP: <http://www.kyoto-kenpokaigi.com>

2016年3月20日

# 違憲の戦争法を 廃止しよう！



4000人が怒りのコール“戦争法案もアベ政治もNO!!”

円山大集会 2015年7月18日

## 日本国憲法第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法改悪阻止京都各界連絡会議（京都憲法会議）

# これが「戦争法」の内容です！！



以下の法律の改正や新設により、「戦争法」と呼ばれる平和安全法制整備法が成立しました。

改正した法律	内容
自衛隊法	防衛出動に存立危機事態を追加し集団的自衛権を行使(76条)在外邦人等の保護措置(84条の3)米軍等の部隊の武器等の防護(95条の2)平時における米軍に対する物品役務の提供の拡大(100条の6)国外犯処罰規定(122条の2)
重要影響事態安全確保(周辺事態安全確保)法	周辺事態から重要影響事態へ(1条)。支援対象の拡大・合衆国軍隊等(3条1項1号)。実施地域の拡大・後方支援活動(3条1項2号)。支援メニューの拡大(3条2項)。武器使用の拡大(11条1項、2項、3項)。
船舶検査活動法	周辺事態から重要影響事態へ(1条、2条)。武器使用の拡大(6条)
国際平和協力法	業務の拡大(いわゆる安全確保、駆け付け警護3条5号)、業務に必要な武器使用権限の見直し(25条、26条)。国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保等の活動の実施(3条)
事態対処法制関係	事態対処法: 存立危機事態の名称、定義、手続等の整備(1条～3条)
	米軍等行動関連措置法: 武力攻撃事態等、存立危機事態に対処する米軍に加えて、米軍以外の外国軍隊に対する支援活動を追加
	特定公共施設利用法: 武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊の行動を特定公共施設等の利用調整対象に追加
	海上輸送規制法: 存立危機事態における海上輸送規制の実施を追加
捕虜取扱い法: 存立危機事態における捕虜取扱い法の適用の追加	
国家安全保障会議設置法	法改正等を踏まえた審議事項の整理

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(国際平和支援法)

新設	内容
国際平和支援法	国際平和共同対処事態で、協力支援活動、捜索救助活動、船舶検査活動(船舶検査活動法)を行う

# 集団的自衛権をめぐる Q&A



憲法解釈の変更で集団的自衛権を認めてよいのですか？

憲法には、国家権力をしぼる役割があり、これを立憲主義と言います。その時々政権が憲法解釈を勝手に変えて、好きなように解釈してしまうことは、憲法のそもそもの役割である国家権力を制限するという機能を台無しにするもので、立憲主義に反します。ですので、解釈改憲で集団的自衛権を認めることは憲法原理上許されません。

限定的な集団的自衛権の行使なら許されるのですか？

日本国憲法の規定とこれまでの解釈からすれば、事例の限定にかかわらず集団的自衛権を行使すること自体が憲法違反なのです。しかも「限定的」と言っても、それを判断するのは政府ですから、「歯止め」になりません。

最高裁判所は集団的自衛権の行使を認めているのですか？

「砂川事件」最高裁判決（1959.12.16）は、米軍の駐留が憲法9条の「戦力」には該当しないと判断したのみです。

この判決は「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうる」と述べていますが、「自国」のための措置です。この判決は「他国」のための措置ですので、この事件では争点にもなっておらず、この判決は集団的自衛権を認めたものではありません。

憲法を改正すれば集団的自衛権の行使は許されるのですか？

日本国憲法には改正のための手続の規定が設けられており、その手続によって改正されることはあり得るのですが、日本国憲法の基本理念を覆すような憲法改正は、憲法改正手続によったとしてもできないとされています。

日本国憲法前文と9条の掲げる平和主義は、日本国憲法の基本理念であり、集団的自衛権行使の禁止は、その基本理念の重要な要素です。ですので、集団的自衛権の行使を可能にするような憲法改正はそもそも許されません。

# 許されない！9条解釈の勝手な変更

憲法9条のもと、「戦力」を持つことは許されません。  
政府は、9条を次のように解釈することで、自衛隊を合憲としてきました。

## ●●● 自衛隊と9条に関する従来の政府見解

「自衛のために必要最小限度の実力」を持つことは、憲法9条に違反せず、自衛隊は「戦力」でない。

自衛のための実力行使は3要件がそろった場合に限られる。

- ①わが国に対する急迫不正の侵害があること
- ②これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと



## ●●● 集団的自衛権は、明確に憲法違反！

「憲法9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を  
防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、  
集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、  
憲法上許されない」

(1972年10月14日政府答弁書)

⇒約60年にわたって、日本は必要最小限度の実力しか保持できない、  
集団的自衛権は行使できないという解釈を、政府は一貫して維持し、  
確立してきました。ところが安倍政権は、2014年7月1日、閣議決定  
にて一方的に3要件を変更したのです。

## ●●● 集団的自衛権の行使を認める「武力行使」の「新三要件」

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力を行使すること

# 「戦争法」、ここも違憲だ！



## ◆◆後方支援活動の拡大

後方支援活動とは、戦闘活動中の軍隊に補給や輸送といった協力をする活動で、国際的には「兵站（へいたん）」と呼ばれるれっきとした軍事活動です。本来、戦争を放棄した憲法 9 条のもとで、戦争を支援するなど許されません。ところがこれまでも、条件をつけながら自衛隊は後方支援活動を行ってきました。昨年 9 月の法改正では、これをさらに拡大！

- 〈従来〉・ 現に戦闘が行われておらず、また今後も戦闘行為が行われないという「非戦闘地域」でないと、自衛隊は活動できない
- ・ 弾薬の提供や発進準備中の航空機への給油はできない



- 〈現行〉・ 他国が現に戦闘行為を行っている現場でなければ、自衛隊は世界中どこでも活動できる（重要影響事態法 2 条 3 項）
- ・ 武器の輸送や弾薬の提供、発進準備中の航空機への給油も可（重要影響事態法別表 1）

※自衛隊イラク派遣違憲訴訟において、名古屋高等裁判所は、自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸することは、他国による武力行使と一体化した活動であって、憲法 9 条に違反すると断じています（2008 年 4 月 17 日）。

## ◆ 武器使用の拡大

PKO など、海外で活動する自衛隊の武器使用の要件も大きく緩和されました。

〈従来〉 自衛隊員や隊員の管理下に入った者の生命や身体を防衛するためだけ



〈現行〉 任務を遂行するための武器使用や、自己に危険がないのに駆け付けて武器を使用することも可能（国連平和維持活動協力法の改定 25 条・26 条）

⇒憲法 9 条の禁じる「武力の行使」にあたるでしょう。



# 参議院で明らかにされた 戦争法のとんでもない危険性



最も重要な「事態」の認定が、超あいまい！

米国と他国間の武力衝突が我が国の存立を脅かすという事態に対して、日本が、その他国を攻撃するのが集団的自衛権の行使ですが、法案では、集団的自衛権の発動となる**存立危機事態の認定**が、あまりに「あいまい」です。首相、中谷防衛大臣の説明も明確でないのです。

- ・・・その国の攻撃意思は、存立危機事態の認定には不要（中谷）
- ・・・米国と他国間の武力衝突だけでは存立危機事態ではなく、我が国のミサイル防衛を担う公海上の米国艦船への攻撃の場合（首相）（つまり限定的な認定）
- ・・・米国の要請は事態認定の要件ではない（中谷）
- ・・・（米国の要請は事態認定の）要件である（中谷）

コロコロ変わる発言！



ミサイルは「武器」？ それとも「弾薬」？

戦争法は「武器」の提供はできないが、「弾薬」の提供はできるとしています。ところが政府は、「ミサイルは弾薬、劣化ウラン弾、クラスター爆弾、核ミサイルも弾薬」（中谷8月4日）と分類。

「武器はダメだが、弾薬はいい」とするのは、武器と弾薬の定義をせず、**抜け穴**を作るもの。国際的には非人道的兵器（武器）とされているクラスター爆弾も、「弾薬」として輸送や提供をすることになります。



攻撃のために発進準備中の米軍機への給油、する？しない？

発進準備中の米軍機への給油は、周辺事態法では「しない」と明記されていましたが、戦争法ではこれを取り扱いました。

首相は、「給油をする飛行機に、劣化ウラン弾、クラスター爆弾、核ミサイルが搭載されていた場合は給油をしない（8月24日）」と答弁し、登載は「確認する」とのこと。どう確認するのでしょうか。そして、どういう理由で断れるのでしょうか。こんな重要な手続き、法には何も書いていません。



「来年3月、南スーダンで駆けつけ警護をすることになっていた」！

★・・・法案段階で、成立時期を明記した防衛省文書が発覚

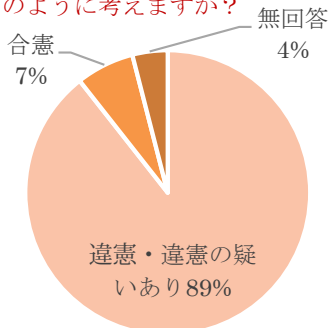
日本共産党の小池議員が、15年8月11日の委員会で、中谷防衛大臣に文書の存在を確認。当初は、「知らない」と言っていましたが、後で「**同名の文書は知っている**」と意味不明の答弁修正。自衛隊に対し、もはや文民統制ができない状態を意味するのでは？ と大問題に。これでは、戦前の軍隊の独走と同じで、我が国の存立を脅かす事態になりかねません。

# 学者も、世論も、「違憲」！



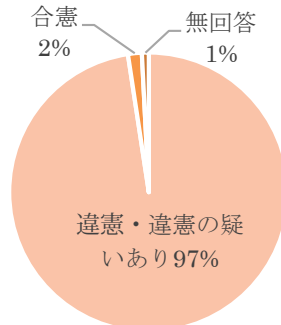
憲法学者の約9割は、法案段階で「違憲・違憲の疑いあり」と回答

安全保障関連法案について、「合憲」か「違憲」かどのように考えますか？



NHK「クローズアップ現代」  
回答者422名、2015年7月23日

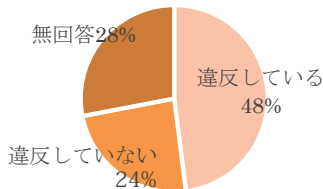
今回の安保法制は、憲法違反にあたると思いますか？



テレビ朝日「報道ステーション」  
回答者151名、2015年6月15日

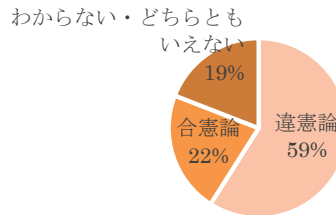
## 世論調査でも、国民の多数は否定的です！

安全保障関連法案が、憲法に違反していると思いますか？



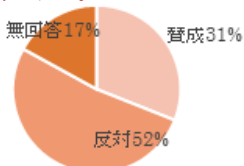
朝日新聞 2015年7月11日・12日調査

「合憲論」と「違憲論」のどちらの説明がより納得できますか？



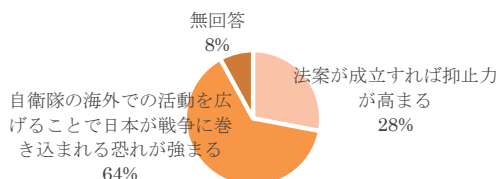
産経・FNN 2015年7月18・19日調査

集団的自衛権を使えるようにしたり、自衛隊の海外活動を広げたりする安全保障関連法に、賛成ですか。反対ですか。



朝日新聞2016年1月16・17日調査

あなたの考えは次のどちらに近いですか？



毎日新聞 2015年7月17・18日調査